



平成 29 年度文化庁文化芸術振興費補助金
(文化遺産総合活用推進事業)

十日町市歴史文化基本構想



平成 30 年 1 月

新潟県十日町市

はじめに

十日町市は、多様な文化財を数多く有しています。これらの文化財は、先人たちが厳しくも豊かな自然環境の下で、この地でくらし、培ってきた歴史文化の証であり、ふるさとを理解する上で欠かすことのできない貴重な財産です。

国宝・火焰型土器を始めとする縄文時代の出土品や遺跡群、豪雪に耐えてきた建造物、雪国の生活様式を伝える民具、雄大な河岸段丘や美しい峡谷と清流が生み出す自然景観だけでなく、農業や織物などの生業から生まれた風景や技術、身近にある生活空間、言い伝えや風習、郷土料理などもまた、私たちの心のよりどころとなる、かけがえのない宝です。

今、私たちが見たり触れたりすることのできる文化財や、現代の生活にも息づく知恵は、先人たちのたゆまぬ努力によってこれまで受け継がれてきました。私たちは、これらの貴重な財産を守り、次世代へと確実に手渡さなければなりません。文化財を適切に保存し、活用することは、地域の魅力を高めるとともに、地域に誇りをもつことにもつながるものと確信しています。

このたびの「十日町市歴史文化基本構想」策定にあたっては、策定委員並びに専門委員の皆さまから多大なるご尽力を賜りました。また、調査や地域説明会において、地域自治組織の皆さまや多くの市民の皆さまにご協力いただきました。心からお礼を申し上げます。

本構想においては、社会情勢の変化に対応しながら、文化財の確実な保存と活用を図るための方針を定めました。また、市民はもとより、国内外からの来訪者からもこの地域の歴史文化に関心をもち、より深く理解していただくために「関連文化財群」や「歴史文化保存活用区域」を設定いたしました。平成 32 年春に開館予定の「新十日町市博物館」の運営や企画展示にも活用し、地域の魅力の発信に取り組んで参ります。

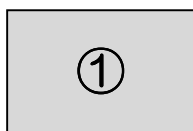
本構想が、市が目指すまちの姿として掲げる「選ばれて住み継がれるとおかまち」の実現の一助となることを期待します。

平成 30 年 1 月



十日町市長 関口 芳史

表紙の写真



①清津峡【国指定名勝・天然記念物】

②婿投げ【市指定無形民俗文化財】

③節季市で売られるチンコロ
（縁起物のしん粉細工）

④蒲生の棚田

十日町市歴史文化基本構想 目次

第1章 歴史文化基本構想策定の背景と目的

- 1. 歴史文化基本構想策定の背景と目的 ————— 1
 - (1) 背景と目的
 - (2) 歴史文化基本構想の位置付け
- 2. 十日町市歴史文化基本構想策定にあたっての調査・検討の進め方 ——— 3
 - (1) 調査・検討の流れ
 - (2) 調査・検討の実施体制
 - (3) 十日町市歴史文化基本構想策定委員会の経緯
 - (4) 講演会・シンポジウム・地域説明会の開催
 - (5) パブリックコメント

第2章 十日町市の歴史文化の特徴と関連文化財群

- 1. 十日町市の文化財の把握 ————— 11
 - (1) 文化財の捉え方
 - (2) 指定文化財等の状況
 - (3) 未指定文化財等の調査
- 2. 十日町市の歴史文化の特徴 ————— 17
 - (1) 自然環境
 - (2) 社会環境
 - (3) 人文環境
 - (4) 地域別の特徴
 - (5) 十日町市の歴史文化の特徴
- 3. 十日町市の関連文化財群 ————— 50
 - (1) 関連文化財群の設定の考え方
 - (2) 関連文化財群の設定
 - (3) 関連文化財群の概要

第3章 十日町市の文化財等の保存・活用

- 1. 文化財等の保存・活用の現状と課題 ————— 64
 - (1) 保存に関する現状と課題
 - (2) 活用に関する現状と課題
 - (3) 保存・活用体制の現状と課題

2. 文化財等の保存・活用の方針	70
(1) 文化財等の保存・活用の目標と基本方針	
(2) 文化財等の保存・活用に向けた方策	
3. 関連文化財群の保存・活用	74
(1) 関連文化財群の保存・活用の考え方	
(2) 関連文化財群の保存・活用方針	
4. 歴史文化保存活用区域	75
(1) 歴史文化保存活用区域の考え方	
(2) 歴史文化保存活用区域の設定	
(3) 歴史文化保存活用区域の保存・活用方針	
5. 保存・活用の体制整備	87
(1) 保存・活用の体制整備の考え方	
(2) 保存・活用の体制整備方針	
6. 保存活用（管理）計画について	89
7. 今後の課題	90

資料編

1. 十日町市歴史文化基本構想策定委員会設置要綱	92
2. 十日町市文化財一覧	93
3. 上位・関連計画の概要	97

第 1 章 歴史文化基本構想策定の背景と目的

1. 歴史文化基本構想策定の背景と目的

(1) 背景と目的

① 十日町市のまちづくりの方向性

十日町市では、市が目指すまちの姿を「選ばれて 住み継がれるまち とおかまち」として、これまで地域に脈々と受け継がれてきた自然、文化、知恵、絆などの価値をさらに高め、また新たな価値や魅力を育てて、愛着と誇りをもって住んでいくことができるまちづくりを目指している。

そのまちの姿の実現には、市民や国内外の人たちから、十日町市が住みたいまち、訪れたいまちとして選ばれることが重要であり、誰からも選ばれるまちを目指して、地域の魅力をよりいっそう磨き上げていく必要がある。そして、市民には学校教育や生涯学習を通じて、十日町市を訪れる国内外の人たちには観光等を通じて、十日町市の歴史や文化、風土を知り、理解し、地域に誇りと愛着を持っていただくことが重要であると考えます。

そのため、文化財行政においても、十日町市の総合計画等の上位・関連計画と整合を図りつつ、地域資源を戦略的に学校教育や生涯学習、観光振興等のまちづくりに生かして地域活性化を図るとともに、文化財と周辺環境等の保全につなげていくことが求められている。

② 十日町市の歴史文化に関するマスタープランとしての歴史文化基本構想の策定

平成 17 年(2005) 4 月に旧十日町市、川西町、中里村、松代町、松之山町の 5 つの市町村の新設合併により誕生した十日町市は、国内有数の豪雪地帯という自然環境の下、縄文時代から受け継がれてきた地域特有の歴史や文化を有し、市内の各地域には、それらの物証として多種多様な文化財が分布している。平成 30 年 1 月現在、158 件が国・県・市の文化財に指定され、9 件が国の登録文化財、1 件が県の選定文化財となっている。

十日町市では、これまで個々の文化財について保存の取組が進められ、概ねそれぞれの文化財単体での点としての保存整備等が実施されてきた。また、新たな指定・登録や、保存・活用など文化財保護の上で生じた問題に対しては、十日町市の文化財を総合的に網羅した方針や方向性がなかったことから、個別的な対応にとどまってきた。

さらに、近年は十日町市の歴史や文化に関わる文化財を取り巻く環境も変化しつつあり、少子高齢化による担い手不足によって、地域に伝わる祭り等の行事の継承が困難になるという問題が生じつつある。建造物についても、古くから残されてきた由緒ある建築物や古民家などが、所有者の市外転出、積雪期の維持管理上の問題などから、滅失してしまうという状況も発生している。

一方で、平成 12 年(2000)から 3 年に 1 度開催されている国際芸術祭「大地の芸術祭」の影響もあり、多くの地域外の人々が集落を訪れ、地域文化に触れることで多くの称賛を得た。併せて地域の人たちは、地域の素晴らしさを語りだし、もっと地域の良さを知ってもらおうと活動し始め「各地域のアイデンティティを確立し地域の良さを発信したい」という機運が高まってきている。

このような状況から、市域に分布する文化財に関して、各々の関連性や周辺環境も含めて総合的に把握し、市の歴史や風土の特徴を踏まえた方針の下、地域の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な財産である文化財を、長期的かつ計画的に保存・継承・活用していく。そして、まちづくりに関連する市の他部局や市民と連携して各地域の個性あふれる魅力的なまちづくりを推進することを目的に、そのマスタープランとして、文化庁の策定指針に基づき文化財に関する基本的・総括的な構想となる「十日町市歴史文化基本構想」を策定する。

(2) 歴史文化基本構想の位置付け

十日町市歴史文化基本構想は、第二次十日町市総合計画で策定が位置付けられているほか、文化財を核とした地域の魅力の増進や地域の活性化にも資する計画であることから、まちづくりに関する計画が上位・関連計画となる。

上位計画となる、総合計画については、十日町市全体に共通する総合的な計画であるため、まちづくりの将来像やその実現のための方向性に準拠する。

関連計画については、その他のまちづくりに関する各計画の内容を考慮しつつ、必要に応じて相互調整を図る。

上位・関連計画の概要については、巻末の資料編に掲載した。

表1-1：上位・関連計画

区分	計画名称		策定・改正年	対象期間	策定者
上位	ア	第二次十日町市総合計画	平成 28 年 3 月	平成 28～37 年度	十日町市
関連	イ	十日町市都市計画マスタープラン	平成 20 年 3 月	平成 20～37 年度	十日町市
	ウ	十日町市農村環境計画	平成 22 年 3 月	平成 22 年度～	十日町市
	エ	十日町市まち・ひと・しごと創生総合戦略	平成 27 年 10 月	平成 27～31 年度	十日町市
	オ	第 3 次十日町市生涯学習推進基本計画	平成 28 年 10 月	平成 28～32 年度	十日町市 教育委員会
	カ	第二次十日町市環境基本計画	平成 29 年 3 月	平成 28～37 年度	十日町市
	キ	十日町市中心市街地活性化基本計画	平成 29 年 3 月 (変更)	平成 25～29 年度	十日町市

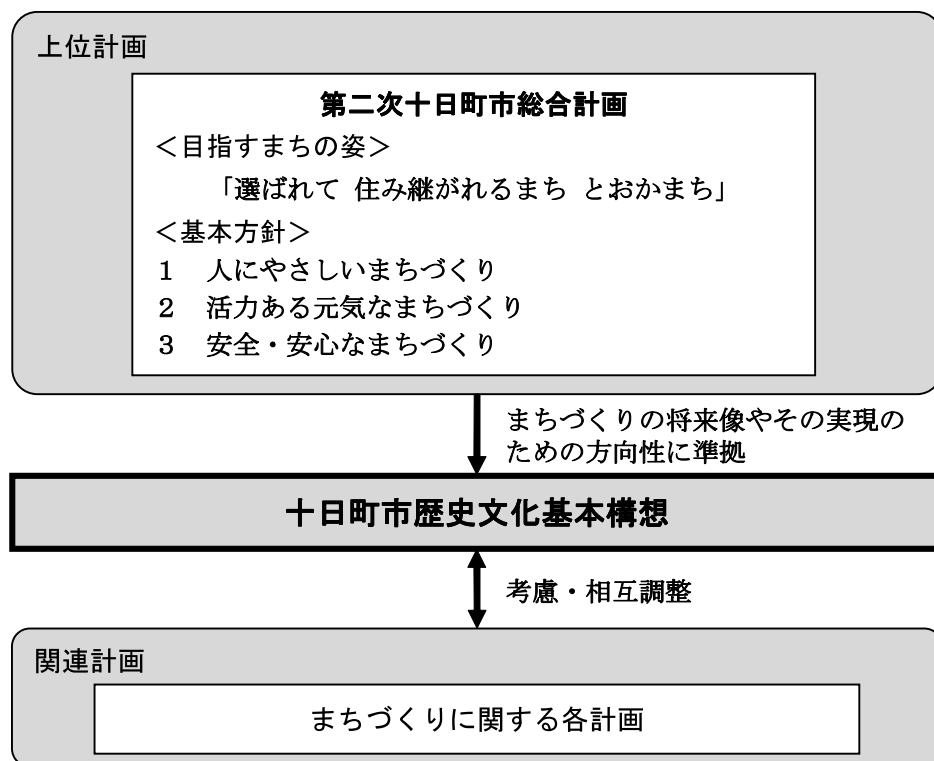


図 1-1：歴史文化基本構想の位置付け

2. 十日町市歴史文化基本構想策定にあたっての調査・検討の進め方

(1) 調査・検討の流れ

文化庁文化財部が策定した『「歴史文化基本構想」策定技術指針』に示された定める事項について、平成 27 年度から 29 年度の 3 ヶ年で以下の流れで検討を進めた。

<平成 27～28 年度>

文化財の把握

- ・既刊文献調査
- ・アンケート調査
- ・「雪と人々の暮らし」についての聞き取り調査
- ・校歌と校章・名札の収集、現地調査 等

<平成 29 年度>

「歴史文化基本構想」策定の目的、行政上の位置付け

- ・「十日町市総合計画」等の市全体の計画を踏まえた構想の位置付け等

平成 27～28 年度の調査結果に基づき、以下の内容を検討

地域の歴史文化の特徴

- ・十日町市の自然環境、社会環境、人文環境等の地域環境や歴史の変遷及び文化財の状況を踏まえて、十日町市の歴史文化の特徴を整理

関連文化財群

- ・関連文化財群の設定に関する基準や方針等の考え方を整理し、テーマの設定及び構成する文化財を抽出

必要に応じて
フィードバック

文化財の保存・活用の方針

- ・文化財の保存・活用上の課題を抽出し、十日町市の文化財の保存・活用について、目指すべき目標像の設定とこれに則した基本方針の設定

歴史文化保存活用区域

- ・十日町市の歴史や文化に関わる現状を踏まえ、歴史文化保存活用区域の設定の考え方を整理し、保存活用区域を設定

文化財の保存・活用を推進するための体制整備

- ・文化財の保存活用を推進する上での体制整備の方針を設定

保存活用（管理）計画

- ・歴史文化基本構想に基づき、十日町市の文化財の保存・活用を実施していくために今後策定する保存活用（管理）計画の考え方を整理

図 1-2：十日町市歴史文化基本構想検討の流れ

(2) 調査・検討の実施体制

本構想の策定にあたっては、「十日町市歴史文化基本構想策定委員会設置要綱」（資料編参照）を定め、学識経験者・関係団体代表・関係部局職員等により構成される「十日町市歴史文化基本構想策定委員会」（以下「策定委員会」という。）を設置した。

要綱に基づき、構想策定に必要な事項については、文化財の分野別の専門家により構成される「十日町市歴史文化基本構想策定委員会 専門部会」（以下「専門部会」という。）で調査・検討を行い、策定委員会で構想に関する審議・とりまとめを行った。また、行政内での検討体制として、関係課職員による「庁内ワーキンググループ」を設置して庁内調整を図った。策定に関わる事務は、十日町市教育委員会事務局文化スポーツ部文化財課が担当した。なお、策定に係る補助・支援業務を外部業者に委託した。

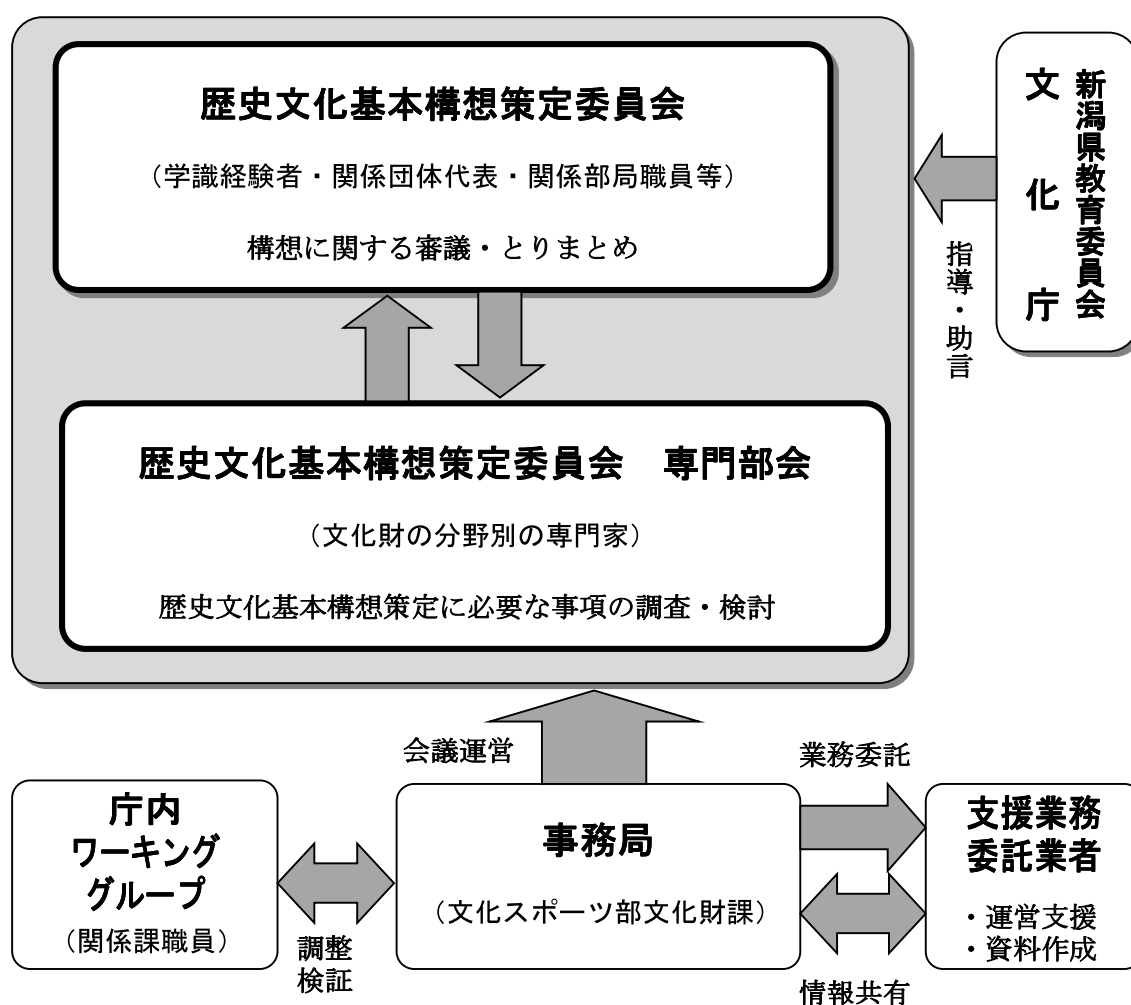


図 1-3：十日町市歴史文化基本構想策定体制

表 1-2：十日町市歴史文化基本構想策定委員会 委員名簿

(敬称略)

要綱上の分類	役職	氏名	所属等	備考
学識経験を有する者	委員長	池田 哲夫	新潟大学名誉教授	
教育委員会委員		庭野 三省	教育委員会委員	
公共団体又は公共的団体等の役員・職員		庭野 芳樹	新潟県十日町地域振興局長	※在任期間 平成 29 年 3 月 31 日まで
		高橋 和巳		※在任期間 平成 29 年 4 月 1 日から
		村山 義政	十日町市観光協会会長	※在任期間 平成 28 年 6 月 26 日まで
		青柳 安彦		※在任期間 平成 28 年 6 月 27 日から
		武田 正史	十日町市文化財保護審議会会長	
		村山 薫	下条地区振興会長	※在任期間 平成 28 年 6 月 27 日から
		柄澤 和久	川西地域振興会長	
		石澤 正道	中里地域まちづくり協議会長	
		中村 昭次	まつだい地域振興会長	
		樋口 一次	松之山自治振興会長	
	副委員長	村山 潤	副市長	
		中村 亨	総務部長	※在任期間 平成 29 年 3 月 31 日まで
		笠原 実		※在任期間 平成 29 年 4 月 1 日から
		渡辺 正範	産業観光部長	
		池田 克也	建設部長	※在任期間 平成 29 年 3 月 31 日まで
		神田 真太郎		※在任期間 平成 29 年 4 月 1 日から
		富井 敏	文化スポーツ部長	

任期：平成 28 年 6 月 1 日から構想策定の日まで

表 1-3：十日町市歴史文化基本構想策定委員会 専門部会 委員名簿

(敬称略)

専門分野	役職	氏名	所属等	備考
民俗		池田 哲夫	新潟大学名誉教授	
記念物(史跡)、 歴史資料	部会長	武田 正史	十日町市文化財保護審議会会長	
絵画、工芸品		庭野 政義	文化財保護審議会委員	
建造物	副部会長	宮澤 孝美	文化財保護審議会委員	
民俗、歴史資料		竹内 俊道	文化財保護審議会委員	
動物、植物		井上 信夫	文化財保護審議会委員	
仏教美術		川村 知行	文化財保護審議会委員	
文化財一般(川西)		星名 寔	文化財保護審議会委員	
文化財一般(中里)		井之川 勝一	文化財保護審議会委員	※在任期間 平成 28 年 8 月 1 日から
文化財一般(松代)、 古文書		山本 善平	文化財保護審議会委員	※在任期間 平成 29 年 3 月 31 日まで
文化財一般(松代)		富澤 政和	文化財保護審議会委員	※在任期間 平成 29 年 4 月 1 日から
文化財一般(松之山)		相沢 一郎	文化財保護審議会委員	※在任期間 平成 29 年 3 月 31 日まで
文化財一般(松之山)		佐藤 至	文化財保護審議会委員	※在任期間 平成 29 年 4 月 1 日から
考古		石原 正敏	文化財課参事・課長補佐	

任期：平成 28 年 6 月 1 日から構想策定の日まで

表 1-4：十日町市歴史文化基本構想 庁内ワーキンググループメンバー

所属	職名	氏名	備考
総務部企画政策課	参事・課長補佐	富井 陽介	
産業観光部農林課	課長補佐	庭野 日出貴	※在任期間 平成 29 年 3 月 31 日まで
産業観光部農林課	課長補佐	小林 充	※在任期間 平成 29 年 4 月 1 日から
産業観光部観光交流課	課長補佐	樋口 正彰	※在任期間 平成 29 年 3 月 31 日まで
産業観光部観光交流課	課長補佐	樋口 具範	※在任期間 平成 29 年 4 月 1 日から
建設部建設課	参事・課長補佐	蔵品 徹	※在任期間 平成 29 年 3 月 31 日まで
建設部建設課	参事・課長補佐	山田 一彦	※在任期間 平成 29 年 4 月 1 日から
建設部都市計画課	参事・課長補佐	岩田 政行	

市民福祉部環境衛生課	参事・課長補佐	村山 敦尚	※在任期間 平成 29 年 3 月 31 日まで
環境エネルギー部環境衛生課	課長補佐	尾身 益美	※在任期間 平成 29 年 4 月 1 日から
川西支所地域振興課	課長補佐	高橋 松由	
中里支所地域振興課	課長補佐	滝沢 直子	
松代支所地域振興課	課長補佐	鈴木 幸春	
松之山支所地域振興課	課長補佐	久保田 雅夫	
教育委員会事務局 文化スポーツ部生涯学習課	課長補佐	須藤 剛浩	

任期：平成 28 年 6 月 1 日から構想策定の日まで

表 1-5：事務局

所属	職名	氏名	備考
	教育長	蔵品 泰治	
教育委員会事務局 文化スポーツ部	部長	富井 敏	
教育委員会事務局 文化スポーツ部文化財課	課長	佐野 誠市	
教育委員会事務局 文化スポーツ部文化財課	参事・課長補佐	石原 正敏	
教育委員会事務局 文化スポーツ部文化財課埋蔵文化財係	係長	菅沼 亘	
教育委員会事務局 文化スポーツ部文化財課文化財保護係	係長	南雲 勝巳	平成 28 年度
教育委員会事務局 文化スポーツ部文化財課文化財保護係	係長	村山 歩	平成 28 年度は主査
教育委員会事務局 文化スポーツ部文化財課文化財保護係	主査 (博物館業務係長)	山田 和志	平成 29 年度
教育委員会事務局 文化スポーツ部文化財課文化財保護係	嘱託職員	佐野 芳隆	
教育委員会事務局 文化スポーツ部文化財課文化財保護係	臨時職員	高橋 真弓	平成 28 年度
教育委員会事務局 文化スポーツ部文化財課文化財保護係	臨時職員	春川 奈嘉子	平成 29 年度

表 1-6：策定補助・支援業務の委託

年度	委託先	策定支援業務の内容
平成 28 年度	株式会社みらい	・文化財に関するアンケート調査のとりまとめ ・未指定文化財等の調査結果のとりまとめ ・策定委員会等に関わる用務
平成 29 年度	株式会社プレック研究所	・文化財の総合把握のための調査 ・構想の策定支援 ・策定委員会等に関わる用務

(3) 十日町市歴史文化基本構想策定委員会の経緯

策定委員会及び専門部会は以下のとおり開催し、本構想について検討を行った。

表 1-7：十日町市歴史文化基本構想策定委員会の開催状況

回	日時	議題
第 1 回 策定委員会	平成 28 年 8 月 2 日 (火) 13 : 30～	(1) 構想策定の趣旨について (2) 構想策定の概要について (3) 文化財の把握について
第 2 回 策定委員会	平成 29 年 2 月 8 日 (水) 13 : 30～	(1) 平成 28 年度事業の実施状況について (2) 今後の事業計画について
第 3 回 策定委員会	平成 29 年 7 月 27 日 (木) 13 : 30～	(1) 平成 29 年度の進め方について (2) 十日町市の歴史文化の特徴について
第 4 回 策定委員会	平成 29 年 10 月 13 日 (金) 13 : 30～	(1) 第 4 回策定委員会の議事について (2) 歴史文化の特徴と関連文化財群について (3) 歴史文化保存活用区域について
第 5 回 策定委員会	平成 29 年 12 月 13 日 (水) 13 : 30～	(1) 第 5 回策定委員会の議事について (2) 文化財等の保存・活用の方針等について (3) 歴史文化基本構想 (案) について (4) 構想策定の今後の流れについて

表 1-8：十日町市歴史文化基本構想策定委員会 専門部会の開催状況

回	日時	議題
第 1 回 専門部会	平成 28 年 10 月 18 日 (火) 14 : 30～	(1) 平成 28 年度事業について (2) 文化財の把握について
第 2 回 専門部会	平成 29 年 1 月 18 日 (水) 15 : 30～	(1) 文化財の把握の進捗状況について (2) 調査結果の中間報告及び検討
第 3 回 専門部会	平成 29 年 3 月 10 日 (金) 15 : 00～	(1) 地域説明会の開催状況について (2) 「地域の歴史文化の特徴」について (3) 来年度の事業予定について
第 4 回 専門部会	平成 29 年 7 月 3 日 (月) 15 : 00～	(1) 平成 29 年度構想策定事業の進め方について (2) 「地域の歴史文化の特徴」等について
第 5 回 専門部会	平成 29 年 9 月 26 日 (火) 15 : 00～	(1) 第 5 回専門部会の議事について (2) 歴史文化の特徴と関連文化財群について (3) 歴史文化保存活用区域について
第 6 回 専門部会	平成 29 年 11 月 28 日 (火) 15 : 00～	(1) 第 6 回専門部会の議事について (2) 文化財等の保存・活用の方針等について (3) 歴史文化基本構想 (素案) について

(4) 講演会・シンポジウム・地域説明会の開催

歴史文化基本構想の策定期間中に、市民に向けた普及啓発や策定に向けて実施した文化財に関する調査結果の報告等を目的に、講演会やシンポジウム及び地域説明会を実施した。

① 講演会

歴史文化基本構想の策定事業の市民への周知・理解を目的に、歴史文化を生かしたまちづくりについての講演会を平成 29 年 3 月に開催した。

名称	十日町市歴史文化基本構想策定事業 歴史文化講演会 真の豊かさとは～歴史と文化のもつ意味～
開催日時	平成 29 年 3 月 17 日（金）18：30～
会場	クロステン 大ホール
内容	■講演 演題「真の豊かさとは～歴史と文化のもつ意味～」 講師：近藤誠一（近藤文化・外交研究所代表、元文化庁長官）
参加人数	150 人（入場無料）

また、歴史文化基本構想の策定を受け、地域の歴史・文化への市民の関心を深めるとともに、構想の周知を図ることを目的とした講演会を平成 30 年 3 月に開催予定である。

名称	十日町市歴史文化基本構想策定記念講演会 私が見た地域活性化～小さな旅から見えたもの～
開催日時	平成 30 年 3 月 14 日（水）18：00～（予定）
会場	越後妻有文化ホール 段十ろう
内容	■講演 演題「私が見た地域活性化 ～小さな旅から見えたもの～」 講師：国井雅比古（元 NHK エグゼクティブアナウンサー）

② シンポジウム

平成 28 年度に実施した「雪と人々の暮らし」についての聞き取り調査の結果の報告とパネルディスカッションを行い、雪国の民俗について考えるシンポジウムを平成 29 年 7 月に開催した。

名称	十日町市歴史文化基本構想策定事業 歴史文化シンポジウム 「雪と人々の暮らし」～民俗からわかることとは～
開催日時	平成 29 年 7 月 15 日（土）14：00～
会場	クロステン 2 階 中ホール
内容	■基調講演 演題「民俗から何がわかるのか」 講師：福田アジオ（民俗学者、国立歴史民俗博物館名誉教授、柳田國男記念伊那民俗学研究所所長） ■「『雪と人々の暮らし』についての聞き取り調査」報告 報告者：池田哲夫、飯島康夫、小野博史 ■パネルディスカッション
参加人数	100 人（入場無料）

③ 地域説明会

構想策定事業の市民への周知とともに、実施してきた調査の結果等を地域住民に提示して意見聴取し、文化財に関する情報の充実を図るために地域説明会を平成 29 年 2 月から 3 月に開催した。

表 1-9：地域説明会の開催状況

開催日	会場	対象地域	参加人数
平成 29 年 2 月 22 日	中条公民館	中条・飛渡地域	17
平成 29 年 2 月 23 日	水沢公民館	水沢地域	9
平成 29 年 2 月 24 日	川治公民館	高山地域、川治・六箇地域	20
平成 29 年 2 月 25 日	下条公民館	下条地域	18
平成 29 年 2 月 26 日	中里支所	中里地域	13
平成 29 年 2 月 27 日	大井田コミュニティセンター	大井田地域	28
平成 29 年 2 月 28 日	中央公民館	十日町地域、西部地域	18
平成 29 年 3 月 1 日	吉田公民館	吉田地域	17
平成 29 年 3 月 9 日	松之山自然休養村センター	松之山地域	13
平成 29 年 3 月 13 日	川西支所	川西地域	15
平成 29 年 3 月 14 日	松代支所	松代地域	12
合計			180

(5) パブリックコメント

構想の策定にあたり、パブリックコメントを実施して広く市民の意見を募集し、寄せられた意見を反映してとりまとめを行った。

意見の受付期間：平成 30 年 1 月 4 日（木）から 1 月 24 日（水）まで

第2章 十日町市の歴史文化の特徴と関連文化財群

1. 十日町市の文化財の把握

(1) 文化財の捉え方

一般に、文化財という用語を用いる場合、それが国や地方公共団体により指定等を受け、保護の措置が図られているものを指すものとして捉えられる傾向にある。しかし、文化財保護法に規定されている本来の文化財とは、指定等の措置がとられているか否かにかかわらず、歴史上又は芸術上等の価値が高い、あるいは人々の生活の理解のために必要な全ての文化的所産を指すものとして「文化審議会文化財分科会企画調査会 報告書」（平成19年10月30日、文化審議会文化財分科会企画調査会）では取り扱われている。

このことから、本構想において取り扱う文化財についても、指定文化財・選定文化財・登録文化財、周知の埋蔵文化財包蔵地のみならず、未指定のものであっても、地域の自然環境、生活空間、伝統文化や、住民が大切に思っているもの、後世に伝えていくことが求められるものなど、十日町市の歴史文化に関わるもの全てを指すものと捉える。そして、それら有形・無形、指定・未指定に関わらず、歴史的・文化的に価値を有するものを幅広く捉えた言葉として、「文化財等」と表現する。

＜本構想が対象とする文化財の捉え方＞

十日町市全域を対象に、市内に存在する全ての文化財等

(2) 指定文化財等の状況

十日町市では、平成30年1月現在、159件が国・県・市の文化財に指定・選定され、9件が国の登録有形文化財に登録されている（表2-1参照）。十日町市文化財一覧については、巻末の資料編に掲載した。

国指定は、国宝1件、重要文化財（建造物）2件、重要有形民俗文化財2件、名勝・天然記念物2件、特別天然記念物1件の計8件が指定されている。国登録は、有形文化財（建造物）9件が登録されている。

県指定は、有形文化財6件（建造物1件、絵画1件、彫刻2件、考古資料2件）、有形民俗文化財1件、史跡1件、天然記念物3件の計11件が指定され、新潟県選定保存技術1件が選定されている。

市指定は、有形文化財60件（建造物5件、絵画3件、彫刻11件、工芸品8件、古文書5件、考古資料24件、歴史資料4件）、有形民俗文化財1件、無形民俗文化財13件、史跡9件、名勝3件、天然記念物27件が指定されている。

また、十日町市文化財保護条例では、市指定文化財以外の文化財のうち、その文化財としての価値にかんがみ、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを「十日町市指定地域文化財」として指定する独自の指定制度を定めており（条例第6章第31条）、十日町市指定地域文化財26件が指定されている。

＜十日町市文化財保護条例 第6章抜粋＞

第6章 市指定地域文化財

(平20条例58・追加)

(指定)

第31条 教育委員会は、市指定文化財以外の文化財のうち、その文化財としての価値にかんがみ、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを十日町市指定地域文化財(以下「市指定地域文化財」という。)に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ指定をしようとする文化財の所有者(無形文化財の場合は保持者又は保持団体。以下この条において同じ。)及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ十日町市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日から効力を生ずる。

6 教育委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、当該市指定地域文化財の所有者に別に定める様式による指定書を交付しなければならない。

(平20条例58・追加)

(準用規定)

第32条 市指定地域文化財のうち、第5条から第15条までの規定は有形文化財について、第17条から第20条までの規定は無形文化財について、第22条から第26条までの規定は民俗文化財について、第28条から第30条までの規定は記念物について準用する。

(平20条例58・追加)

表2-1：十日町市の指定・登録等の文化財一覧（平成30年1月現在）

区分	有形文化財		無形文化財	民俗文化財		記念物			文化的 景観	伝統的 建造物 群保存 地区	保存 技術	指定 地域 文化財	計
	建造物	美術 工芸品		有形 民俗 文化財	無形 民俗 文化財	史跡	名勝	天然 記念物					
国指定	重要 文化財 2	国宝 1	0	重要 有形 民俗 文化財 2	0	0	2※1	特別 天然 記念物 1	0	0	-	-	8
・ 県 選 定	1	5	0	1	0	1	0	3	0	-	1	-	12
市 指 定	5	55	0	1	13	9	3	27	0	-	-	26	139
計	8	61	0	4	13	10	5	31	0	0	1	26	159
国 登 録	9	0	-	0	-	0	0	0	-	-	-	-	9

※1：「田代の七ツ釜」「清津峡」は名勝・天然記念物の二重指定であるが名勝にのみ計上している。

(3) 未指定文化財等の調査

大正時代には「中魚沼郡誌」「東頸城郡誌」が刊行されており、また合併した5市町村もそれぞれの市町村史を昭和60年代以降に刊行済みであったことから、これらの既刊文献から歴史文化に関する基礎的情報の抽出を行った。また、基礎的情報の充実を図るために、アンケート調査、「雪と人々の暮らし」についての聞き取り調査、校歌と校章・名札の収集などを実施した。これらの調査結果の一部は、文化財課が「十日町市歴史文化基本構想策定事業 資料集」としてとりまとめた。資料集に掲載していない調査結果については、データベース化等を行い文化財課で管理している。

① 既刊文献調査（平成27年度～平成29年度）

「中魚沼郡誌」「東頸城郡誌」及び旧5市町村の各市町村史から、歴史文化に関する基礎的情報2,881件を収集し、データベース化を行った。その中から、地域の特徴的な情報1,945件を抽出し、「自然環境に関連するもの」「生活空間に関連するもの」「伝統文化に関連するもの」「その他の事柄」に分類した（表2-3参照）。そのほか、郷土の歴史文化に関する既刊資料799件をリストアップした。

表2-2：歴史文化に関する基礎的情報の収集に使用した既刊文献

	既存資料	発行	発行者
1	中魚沼郡誌	大正8年(1919)	中魚沼郡教育会
2	東頸城郡誌	大正12年(1923)	東頸城郡教育会
3	十日町市史 通史編 1 自然・原始・古代・中世	平成9年(1997)	十日町市役所
4	十日町市史 通史編 2 近世1世	平成7年(1995)	十日町市役所
5	十日町市史 通史編 3 近世2	平成8年(1996)	十日町市役所
6	十日町市史 通史編 4 近・現代1	平成8年(1996)	十日町市役所
7	十日町市史 通史編 5 近・現代2	平成9年(1997)	十日町市役所
8	十日町市史 通史編 6 織物	平成9年(1997)	十日町市役所
9	十日町市史 資料編 1 自然	平成4年(1992)	十日町市役所
10	十日町市史 資料編 2 考古	平成8年(1996)	十日町市役所
11	十日町市史 資料編 3 古代・中世	平成4年(1992)	十日町市役所
12	十日町市史 資料編 4 近世1	平成4年(1992)	十日町市役所
13	十日町市史 資料編 5 近世2	平成5年(1993)	十日町市役所
14	十日町市史 資料編 6 近・現代1	平成5年(1993)	十日町市役所
15	十日町市史 資料編 7 近・現代2	平成7年(1995)	十日町市役所
16	十日町市史 資料編 8 民俗	平成7年(1995)	十日町市役所
17	川西町史 通史編 上	昭和62年(1987)	川西町
18	川西町史 通史編 下	昭和62年(1987)	川西町
19	川西町史 資料編 上	昭和61年(1986)	川西町
20	川西町史 資料編 下	昭和61年(1986)	川西町
21	中里村史 通史編 上 自然・原始・古代・中世・近世	昭和63年(1988)	中里村史編さん委員会
22	中里村史 通史編 下 近代・現代・民俗	平成元年(1989)	中里村史編さん委員会
23	中里村史 資料編 上 原始・古代・中世	昭和60年(1985)	中里村史編さん委員会
24	中里村史 資料編 下 近世・近代・現代	昭和62年(1987)	中里村史編さん委員会
25	松代町史 上	平成元年(1989)	松代町
26	松代町史 下	平成元年(1989)	松代町
27	松之山町史	平成3年(1991)	松之山町

表 2-3：既刊文献調査による文化財等の収集結果

分類	内容（件数）
自然環境関連(197)	眺望(1)、景観(5)、河川(8)、峡谷(2)、滝(5)、池(2)、清水(17)、樹木(126)、石(5)、植生(3)、山(4)、温泉(8)、化石(2)、地すべり(9)
生活空間関連(558)	遺跡(247)、城跡・館跡(75)、用水(5)、石碑(73)、塚(7)、街道・舟運(16)、私塾(34)、小学校(59)、中学校(26)、庭園(3)、地名(13)
伝統文化関連(975)	神社(394)、寺院・仏堂(309)、仏像(16)、石仏(2)、工芸品(2)、彫刻(1)、織物(44)、紙漉き(3)、芸能(69)、年中行事(118)、信仰(15)、古文書(2)
その他の事柄(215)	人物(100)、伝説(83)、昔話(29)、異聞(3)
計	1,945 件

② アンケート調査（平成 28 年度）

国・県・市の指定文化財以外で、地域の自然環境・生活空間・伝統文化等について地域の人が大切に思っている事柄を把握し、既刊文献調査と併せて歴史文化基本構想の基礎資料にするとともに、今後の文化財保護行政に活用することを目的に市民を対象としたアンケート調査を実施した（表 2-4 参照）。

- ・アンケート発送日：平成 28 年 9 月 21 日
- ・依頼数：137 人（市内 13 の地域自治組織から推薦された方に依頼）
- ・回答数：90 人（回答率 65.7%）
- ・アンケートの設問：大切に思う「地域の自然環境」「地域の生活空間」「地域の伝統文化」、後世に伝えたいと思う事柄 など

表 2-4：アンケート調査による文化財等の調査結果

分類	内容（件数）
自然環境関連(145)	眺望(28)、景観(22)、河川(17)、河岸段丘(4)、峡谷(5)、滝(3)、池(2)、清水(7)、樹木(13)、植生(31)、耕作地(4)、山(2)、温泉(1)、雪(1)、緑地(1)、地質(1)、野鳥(1)、山菜(1)、四季(1)
生活空間関連(112)	道(28)、遺跡(6)、城跡・館跡(13)、用水(16)、工作物(11)、石碑(16)、公園(9)、学校(5)、町並み(4)、建造物(2)、災害復旧(1)、地名(1)
伝統文化関連(147)	神社(28)、寺院(5)、仏堂(12)、仏像(4)、石仏(19)、墓地(1)、信仰(4)、芸能(20)、年中行事(38)、美術工芸(10)、衣食住(4)、伝統技術(1)、伝統産業(1)
後世に伝えたい事柄(70)	人物(17)、伝説(16)、昔話(5)、方言(5)、記録(2)、言い伝え(2)、その他(23)
計	474 件

③ 聞き取り調査（平成 28 年度）

十日町市は豪雪地であり、例年 12 月から 4 月まで雪の中での生活を余儀なくされる。冬をつつがなく越すために、人々は食料の保存方法や家の雪囲いなど様々な知恵を生み出し、豪雪地ならではの歴史文化を育んできた。そこで、豪雪地十日町市に住み継いできた人々の雪との関わり方や雪に対する思いを把握することを目的に、「雪と人々の暮らし」について聞き取り調査を実施した（表 2-5 参照）。

- ・調査員：池田哲夫（新潟大学名誉教授）、飯島康夫（新潟大学人文学部准教授）、小野博史（新潟大学人文学部非常勤講師）
- ・調査方法：市内の 5 地域で各 2 集落を選定し、老人クラブの会員を中心とした話者から聞き取りを行った。

表 2-5：聞き取り調査実施状況

調査集落	仁田	浦田	天水越 天水島	小白倉	蓬平	室野	名ヶ山	倉俣 芋川	小出	新水	合計
話者 人数	12 人	8 人	8 人	6 人	14 人	10 人	10 人	10 人	8 人	8 人	94 人

④ 校歌と校章・名札の収集（平成 28・29 年度）

「半年雪の銀世界…」と十日町中学校校歌に歌われているように、雪は十日町市に住む人々にとって身近な存在である。また、小中学校の校章にも雪の結晶をデザインしたものが多く見られる。そこで、地域住民の心のよりどころであった小中学校の校歌と校章・名札を収集し、校歌の歌詞から雪に関する事柄やその地域が大切に思っている事柄（山・川・城跡等）を把握するための調査を実施した（表 2-6 参照）。

- ・校長会において各小中学校に調査を依頼。
- ・閉校した学校については文献（記念誌など）で収集した。

また、校歌と校章・名札の収集と並行して、既刊文献調査を基に小中学校の変遷を整理した。かつて市内には小学校が 56 校、中学校が 23 校あったが、平成 29 年 4 月 1 日には小学校が 18 校、中学校が 10 校となっている。この間の変遷を図にしたものを前述の「十日町市歴史文化基本構想策定事業 資料集」に掲載したが、その概要は表 2-7 のとおりである。

表 2-6：校歌と校章・名札の収集状況

地域	小学校					中学校				
	校数	うち閉校	校歌	校章	名札	校数	うち閉校	校歌	校章	名札
十日町	25	14	22	23	11	8	2	8	8	5
川西	10	7	8	7	2	6	5	5	4	1
中里	6	4	6	6	2	4	3	4	3	1
松代	12	11	12	12	1	6	5	6	5	1
松之山	6	5	6	6	1	2	1	2	2	1
合計	59	41	54	54	17	26	16	25	22	9

表 2-7：小中学校の変遷（概要）

地域名	平成 29 年 4 月 現在の学校名	統合した学校
十日町地域	十日町小学校	大池小学校、赤倉小学校
	中条小学校	飛渡第二小学校
	飛渡第一小学校	
	東小学校	新座小学校と大井田小学校が統合して東小学校になる
	下条小学校	東下組小学校
	川治小学校	河内小学校、八箇小学校、六箇小学校（麻畑小学校と二ッ屋小学校が統合して六箇小学校になる）
	吉田小学校	
	鑑島小学校	名ヶ山小学校、真田小学校
	馬場小学校	
	水沢小学校	野中小学校
	西小学校	十日町小学校と川治小学校の一部を分離して創立
	十日町中学校	
	中条中学校	
	下条中学校	
	吉田中学校	
	南中学校	川治中学校と六箇中学校が統合して南中学校になる
	水沢中学校	
川西地域	千手小学校	中野小学校
	上野小学校	赤岩小学校、中仙田小学校、田戸小学校、高倉小学校、仙田小学校
	橘小学校	白倉小学校
	川西中学校	千手中学校・上野中学校・橘中学校・中仙田中学校・白倉中学校が統合して川西中学校になる
地中里	貝野小学校	
	田沢小学校	高道山小学校、清津峡小学校、倉俣小学校、田所小学校
	中里中学校	田沢中学校・倉俣中学校・貝野中学校が統合して中里中学校になる
地松代	松代小学校	蓬平小学校、清水小学校、桐山小学校、孟地小学校、北山小学校、苮平小学校、蒲生小学校、儀明小学校、奴奈川小学校（室野小学校と峠小学校が統合して奴奈川小学校になる）
	松代中学校	清水中学校、孟地中学校、山平中学校、奴奈川中学校、桐山中学校
地松之山	松之山小学校	東川小学校、坪野小学校、三省小学校、浦田小学校、松里小学校
	松之山中学校	浦田中学校

⑤ 現地調査（平成 28・29 年度）

平成 28 年度は雪囲いの様子や小正月行事、節季市など冬季の現地調査を行い、平成 29 年度は既刊文献調査をもとに城跡の踏査、屋外にある文化財等の所在確認調査を行った。

2. 十日町市の歴史文化の特徴

(1) 自然環境

① 位置・地勢

十日町市は新潟県の南部に位置し、東は南魚沼市・湯沢町、北は長岡市・小千谷市・魚沼市、西は柏崎市・上越市、南は津南町・長野県と接している（図 2-1 参照）。

総面積は 590.39km² で、土地利用をみると市域面積に占める割合は林野が最も多く 66.7% に達し、農地（田・畑）が 14.4%、宅地を含むその他が 18.9% となっており、典型的な中山間地域に位置付けられる（図 2-2 参照）。

中央部を信濃川、渋海川がほぼ平行に南北に貫流し、信濃川へは清津川などが流入している。信濃川流域では川の東西にある丘陵の隆起と川の浸食により、雄大な河岸段丘が形成されている。また、市の南東部は上信越高原国立公園に、南西部は直峰松之山大池県立自然公園に指定されている（図 2-1 参照）。

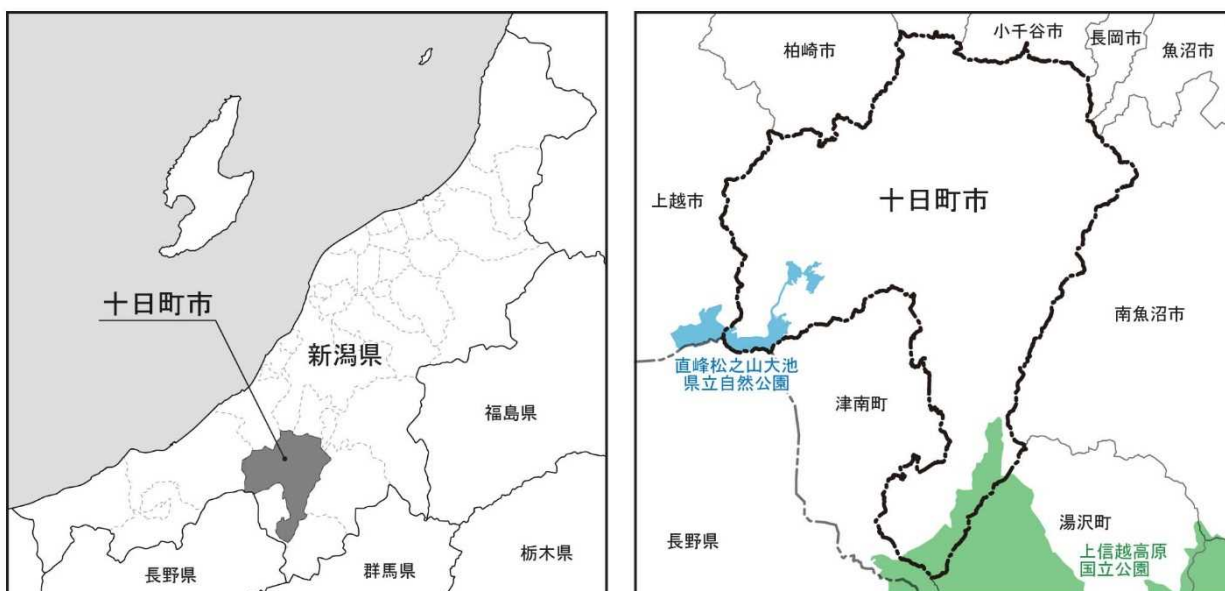
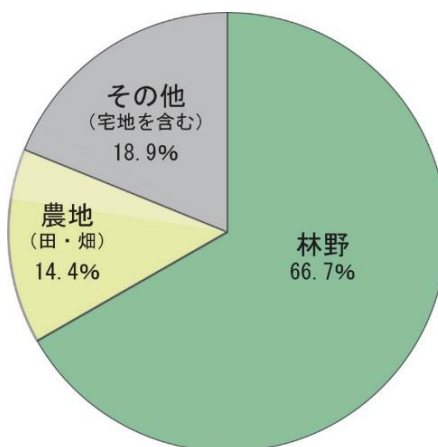


図 2-1：十日町市の位置



資料：平成 28 年度新潟県地域森林計画書（参考資料）

図 2-2：十日町市の土地利用の現状

② 気象

ア. 日本有数の豪雪地

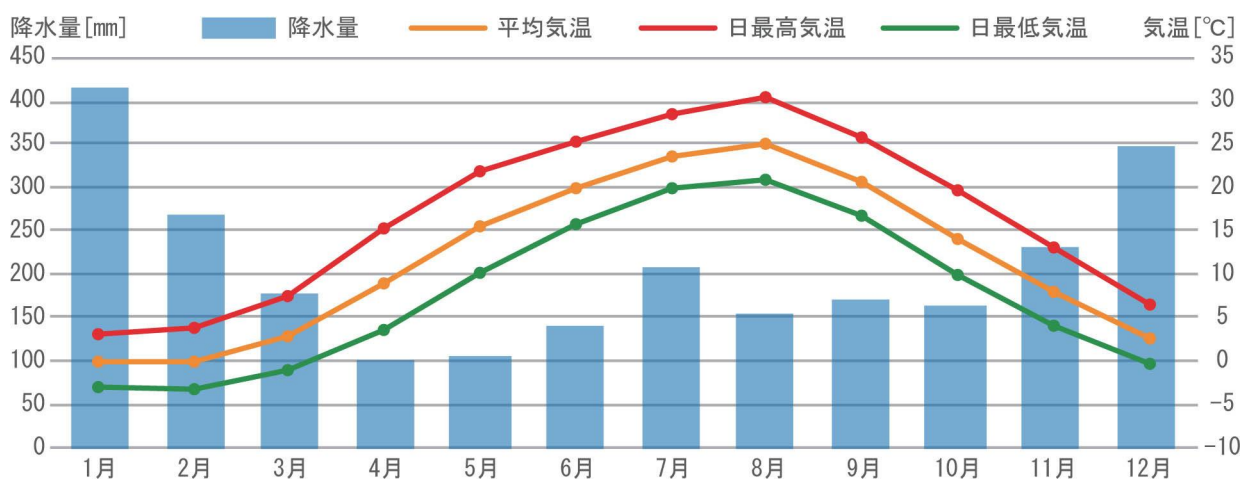
気候は、冬は雪が多く夏は晴天が多い日本海型気象区分に属し、四季折々に季節感があふれ、降水量は11月から2月に多くなる（図2-3参照）。

十日町市は、国内有数の豪雪地帯で、「豪雪地帯対策特別措置法」に基づく「特別豪雪地帯」に指定されている。1年の3分の1が積雪状態の続く根雪期間となり、最高積雪は毎年2m近くになり、近年は3mを超える年も見られる（図2-4参照）。

長期間の積雪は市民の日常生活、経済活動だけでなく、文化財等の保存に与える影響も大きい。十日町市では、屋外管理文化財を対象に積雪期の雪囲い・除雪等に必要な管理手数料を助成するなどの市独自の制度を取り入れながら、豪雪の環境の中で文化財等を確実に保存していくための対応を図っている。

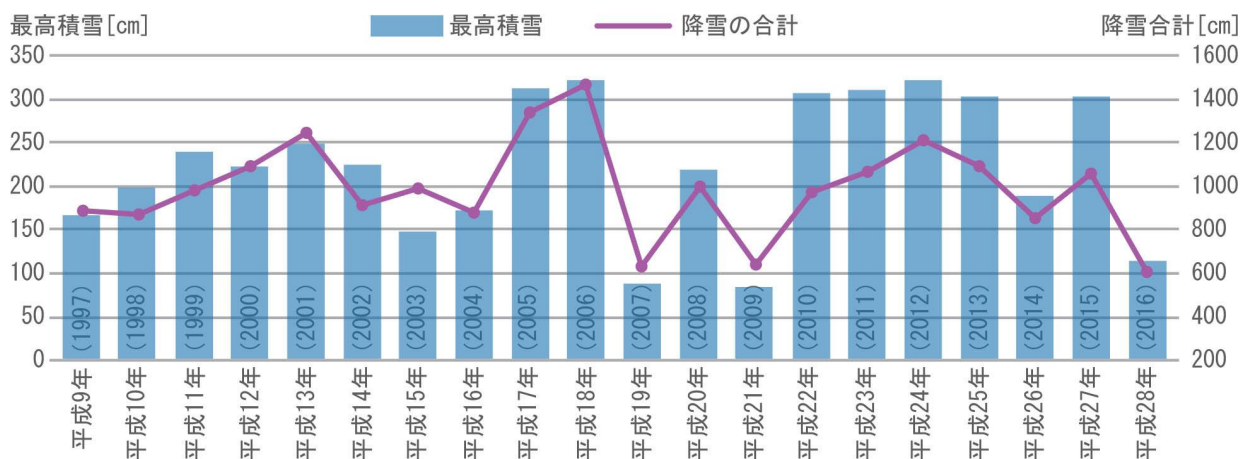


写真 2-1：積雪期の市街地（昭和20年）



資料：気象庁（アメダス十日町の観測データ）

図 2-3：十日町市の月別の気温と降水量（過去30年間の平均）



資料：気象庁（アメダス十日町の観測データ）

図 2-4：十日町市の年別降雪量（過去20年間）

③ 水系・地形等

豪雪は、春には清冽な水となって山肌を流れ、豊かな川の流れを生み出す。十日町市には、信濃川が南北に縦貫し、これに清津川を始めとする多くの中小河川が山間地から流れ込んでいる。東頸城丘陵^{ひがしけいぎやうりやう}の西側山間地には、信濃川に平行して渋海川が南北に縦貫している（図 2-5 参照）。

ア. 豪雪が生み出す豊かな水系

（ア）市の中心を流れる信濃川

信濃川は、新潟県と長野県を流れる国内最長（367km）の河川であり、新潟県域では「信濃川」、長野県では「千曲川」と呼ばれる。その豊かな流れは、魚類等の生育環境であるとともに、陸上交通が不便な時代の荷船や渡し船の舟運やサケやマスの川漁の場として、流域の人々の暮らしに大きな恵みを与えてきた。そして、昭和になると豊かな水は水力発電に利用された。十日町市博物館では、昭和30年代まで使用されていた「川漁関係資料」を展示しており、魚が貴重な食料として扱われてきたことが想像できる。



写真 2-2：信濃川

（イ）山間を流れる清津川と渋海川

信濃川支流の清津川や清津川支流の釜川^{かまがわ}には、柱状節理の峡谷景観が展開する「清津峡【国指定名勝・天然記念物】」や「田代の七ツ釜【国指定名勝・天然記念物】」等の景勝地がある。清津峡は上信越高原国立公園に指定されている。

西側の山間地を南北に縦貫する渋海川は、山間の入り組んだ地形を縫うように流れている。流域では蛇行する川の流れを「瀬替え」や「マブ」によって変え、旧河道に造成した水田がみられる。また、流域には点在する集落や棚田等の美しい農山村の景観が展開している。



写真 2-3：渋海川

イ. 河川沿いに広がる河岸段丘

十日町市の地形は 500 万年前から 150 万年前にかけて起こった信濃川の沈下運動と、信濃川を軸として東西側の隆起運動で形成された（十日町）盆地が特徴である。約 40 万年前になると、信濃川や清津川等の河川による浸食で雄大な河岸段丘が形成される。

中山間地域における貴重な平場であり、豊かな土壌を有する河岸段丘上では、集落が市街地に発展し新田開発によって水田が広がっていった。「笹山遺跡【市指定史跡】」等の縄文時代の遺跡や、「琵琶懸城跡^{びわがけじょうせき}」等の中世の要害城跡等が確認されており、十日町市の原始・古代からの歴史の物証となる多くの文化財が残っている。



写真 2-4：中里地域の河岸段丘

ウ. 市域を取り囲む豊かな樹林と山の幸

信濃川と河岸段丘の東側には魚沼丘陵、西側には東頸城丘陵の山々が連なる（図 2-5 参照）。これらの市域を取り囲む東西の山野では、豪雪のもたらす豊富な雪解け水が、ブナ林等の樹林により豊かな水源として貯えられ、肥えた森林腐葉土が棚田を潤している。市内各所には「天水山麓のブナ原生林【市指定天然記念物】」や「美人林」、^{びじんばやし}「長安等ブナ林」等の多くのブナ林が点在している。また、豊かな山野は、山菜、キノコ、ブナやヤマグワ等の食用の木の实などの食材を生み出し、縄文時代から先人達の食生活を支えてきた。特に、雪消えとともに次々に生える山菜は、待望の春を感じさせるだけでなく、山菜を用いた料理は郷土料理として各家庭の日々の暮らしの中でも引き継がれている。

山間地の樹林は、食材を始めとする多種多様な生き物を守り育てる生物多様性保全機能、水を貯えて洪水を防ぐ水源涵養機能、地すべりや土壌侵食を防ぐ土砂災害防止機能など、人々の生活に様々な恩恵をもたらしてきた。



写真 2-5：ブナ林（美人林）

エ. 相次ぐ自然災害の発生

中山間地域である十日町市は、地形、地質、気象などの条件から豪雪、洪水、土砂災害等の自然災害が発生しやすい地勢である（表 2-8 参照）。平成 16 年（2004）に発生した新潟県中越大地震を始め、平成 23 年（2011）の新潟・福島豪雨災害などの集中豪雨や豪雪等の度重なる災害を経験し、自助・共助・公助の重要性が市民にも強く認識されており、現在の自主防災組織や消防団等の自主的な防災活動につながっている。

平成 7 年（1995）の雪解け水による災害で「田代の七ツ釜【国指定名勝・天然記念物】」の一番滝が崩れる等、豪雪・豪雨災害等の自然災害によって、文化財等やその周辺に対して影響を及ぼす事例も増加しつつある。そのため、十日町市では、災害等による被害に対する復旧を始め、文化財防火デーの防災訓練なども実施し、文化財等の所有者や市民に防災の意識向上にも努めている。

表 2-8：近年の主な自然災害

年月	災害	主な状況
平成 16 年（2004）10 月	新潟県中越大地震	震度 6 強（旧十日町市）
平成 18 年（2006）1 月	平成 18 年豪雪	最大積雪深 313cm（森林総合研究所）
平成 19 年（2007）7 月	新潟県中越沖地震	震度 5 強（十日町・松代地域）
平成 23 年（2011）1 月	平成 23 年豪雪	最大積雪深 302cm（森林総合研究所）
平成 23 年（2011）3 月	長野県北部地震	震度 6 弱（中里・松代・松之山地域）
平成 23 年（2011）7 月	新潟・福島豪雨	1 時間の最大雨量 121mm（小泉）
平成 24 年（2012）1 月	平成 24 年豪雪	最大積雪深 302cm（森林総合研究所）
平成 25 年（2013）2 月	平成 25 年豪雪	最大積雪深 289cm（森林総合研究所）
平成 26 年（2014）4 月	国道 353 号十二峠土砂災害	4 月 5 日から 8 月 5 日の間、全面通行止め
平成 27 年（2015）2 月	平成 27 年豪雪	最大積雪深 297cm（森林総合研究所）
平成 27 年（2015）4 月	国道 353 号十二峠土砂災害	4 月 14 日から 4 月 28 日の間、全面通行止め

資料：第二次十日町市総合計画（平成 28 年 3 月 十日町市）

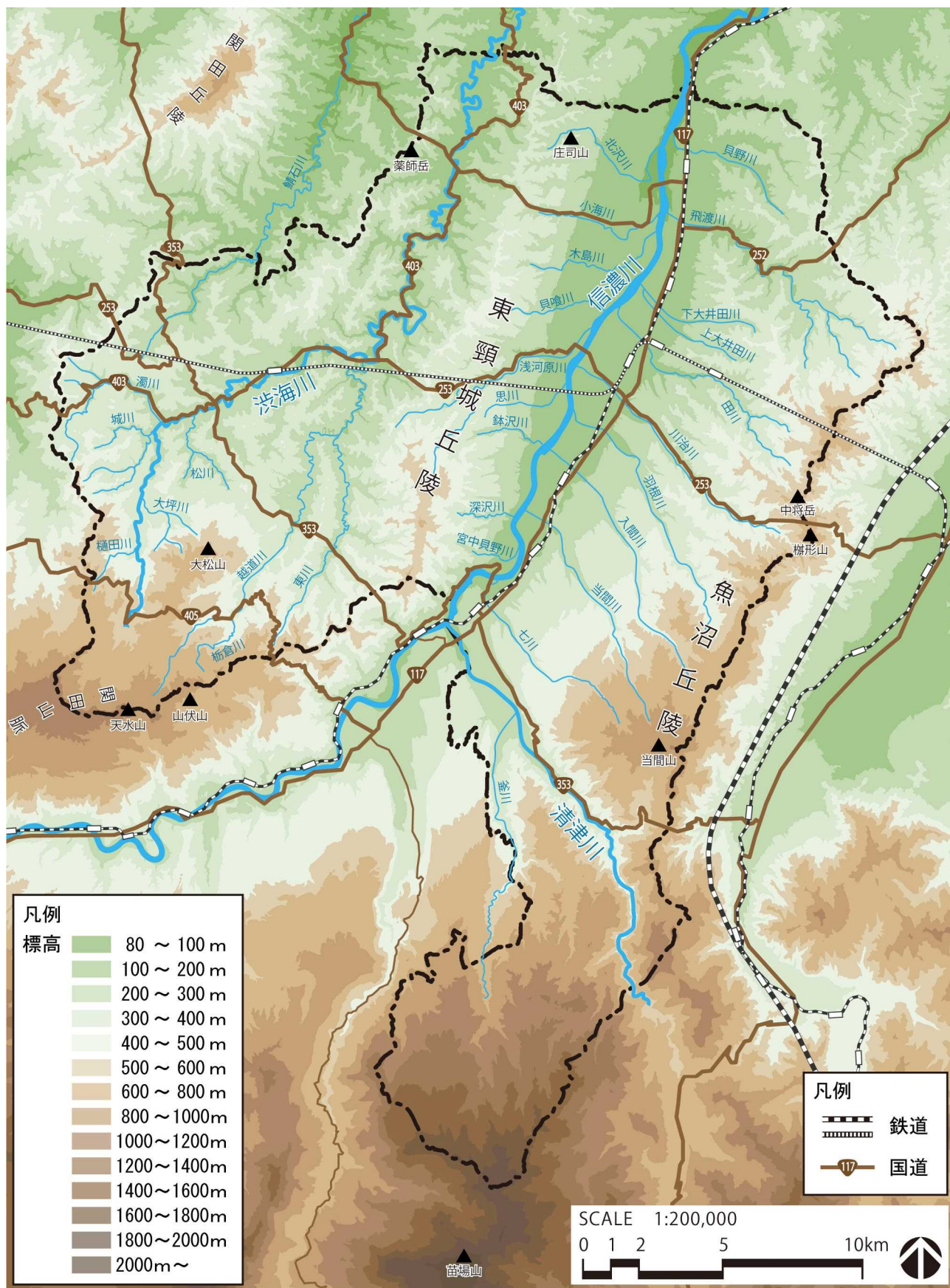


図 2-5 : 十日町市の水系・地形

(2) 社会環境

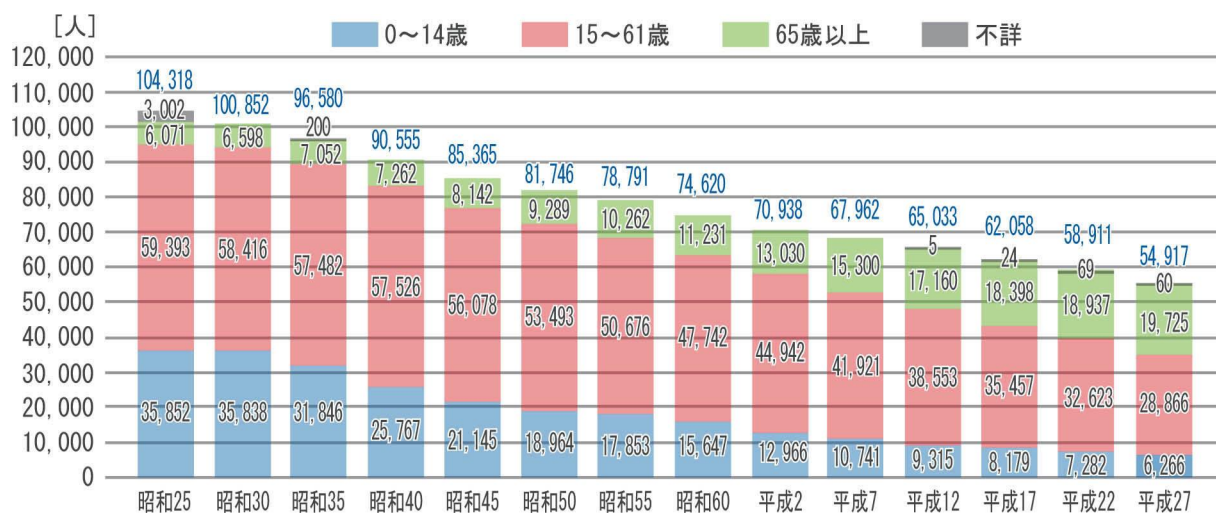
① 人口

ア. 人口減少と少子高齢化

十日町市の人口は、昭和 25 年(1950)の約 10 万 4 千人をピークに減少が進み、平成 29 年(2017)では約 5 万 4 千人となっており、今後も減少傾向は続くものと推計されている。

また、平成 2 年(1990)に 65 歳以上の高齢者人口が 15 歳未満の年少者人口を上回り、平成 29 年 10 月現在の高齢化率は 37.06%と、県平均(公表されている平成 28 年 10 月現在で 30.6%)より少子高齢化が進んでいる傾向にある(図 2-6 参照)。

人口減少や少子高齢化の進行によって、地域に伝わる祭りや技術の後継者不足など文化の継承に支障が生じるとともに、雪囲い、除雪等の負担が大きいため、建造物等の文化財の維持管理の問題も生じている。



資料：国勢調査(総人口は「年齢不詳」を含む)

図 2-6：十日町市の年齢 3 区分別人口推移

イ. 河川沿いに分布する市街地と丘陵に点在する山村集落

十日町市の人口は信濃川沿いの河岸段丘上に集中しており、JR 飯山線や国道 117 号沿道を中心に市街地が形成されている。河岸段丘上では、縄文時代の遺跡等の原始・古代からの人々の生活の痕跡も確認されている。

信濃川の西側の東頸城丘陵には、渋海川沿いを中心に丘陵内に集落が点在しており、茅葺屋根の民家が斜面地に集積する「小白倉集落」等の山村の集落景観をみることができる。



写真 2-6：小白倉集落

② 交通

ア. 南北・東西方向に発展してきた交通網

十日町市の交通網は、市域に対して南北方向と東西方向に発展してきた（図 2-7 参照）。

近世の交通網は、信濃川の東側と西側にそれぞれ北国脇街道が通り、南北方向に信越をつなぐ主要路であった。双方の道は善光寺街道とも通称され公・私用の人馬・荷物が送り迎えされた。信濃川の舟運も昭和初年まで交通手段として大きな役割を持っており、江戸時代初めには年貢米を送る唯一の手段として大船が運航していた。

東西方向には北国街道の高田（上越市）と三国街道の塩沢宿（南魚沼市）を結ぶ松之山街道（上杉軍道）が通っており、上杉謙信が関東出陣のための軍用道として整備したものである。松代地域に残る当時の旧道は、松代熊越山～太平間と菅刈～犬伏間が散策道「古道松之山街道」として整備されている。

現在の交通網は、市域を南北に縦貫する国道 117 号とこれに並行する 403 号、同じくほぼ東西を横貫する国道 252 号、253 号、353 号が骨格を形成し、これに主要地方道・一般県道と幹線市道が要所で接続して構成されている。また、鉄道は、国道 117 号に並行する南北方向の JR 飯山線（6 駅）と、市域を東西に横断するほくほく線（4 駅）が十日町地域で交差している（図 2-8 参照）。



写真 2-7：古道松之山街道

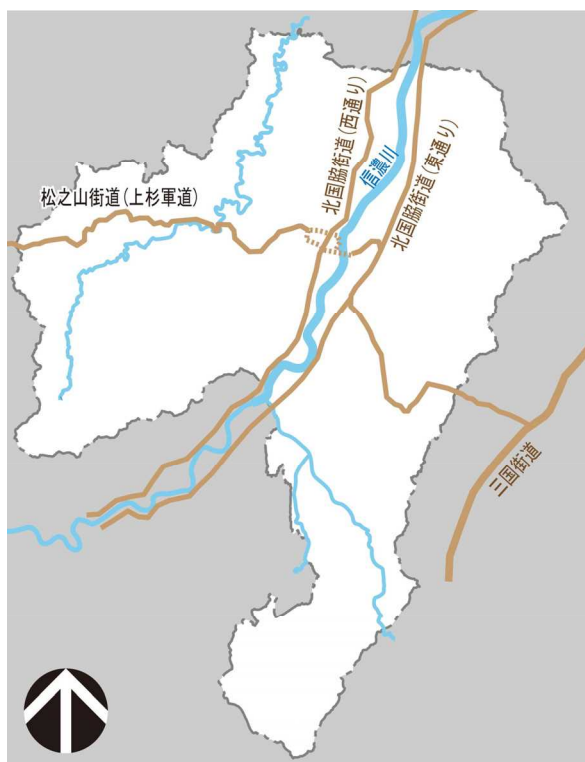


図 2-7：近世の主要交通網



図 2-8：現代の主要交通網

③ 産業

ア. 雪国の風土や時代のニーズに合わせて発展した織物業

十日町市の代表的な産業として織物業があげられる。織物業は、雪国の風土や時代のニーズに合わせて発展した機織りや織物業の歴史を経て成立したものである。

「城之古遺跡」(弥生時代)や「馬場上遺跡」(古墳～奈良・平安時代)からは、糸に撚りをかける紡錘車(「馬場上遺跡出土品【市指定有形文化財】」)が出土しており、弥生時代から織物が織られていたことがわかっている。また、「越後アンギン(編布)」は縄文時代にまでさかのぼる布・技術と言われており、その伝承された技術は市指定地域文化財に指定されている。古代において調や庸等の税物として納められていた越後産の織布は、品質が高く、平安時代中期には「白越」(麻織物)と呼ばれていた。



写真 2-8：アンギン編み工具

平安初期に坂上田村麻呂が奴奈川姫を祀るために創建したと伝えられている「松亭神社」は、青苧が名前の由来とされる神社で、青苧をこの地にもたらした「麻織物の神」として信仰を集めた。鎌倉時代、この地域は青苧を材料とした「越後布」の主要な産地であり、戦国時代の青苧の収益は上杉氏の重要な財源であった。

江戸時代になると、越後布に改良が加えられ、緯糸に強い撚りをかけて織られた「越後縮」が誕生する。「越後縮」は武家の式服に採用されたことで需要が高まり、この地域は主要な産地になるとともに縮市場が開設され、取引の中心地として栄えた。市内には、「越後縮の紡織用具及び関連資料【国指定重要有形民俗文化財】」や「越後縮裂見本帳【市指定有形文化財】」等の道具や織物のほか、機織り技術の向上等を願って社寺に奉納した「越後縮幡【県指定有形民俗文化財】」等の文化財があり、「越後縮」の生産や販売、織物に関わった人々のくらしや信仰を知ることができる。



写真 2-9：越後縮の紡織用具及び関連資料(一部)【国指定重要有形民俗文化財】

明治時代になると、この地域の織物は麻から絹織物に急速に移行し、工場制工業へ発展した。絹織物の明石ちぢみは、濡れると縮むという欠点を克服し、「ちぢまぬ明石」、「ぬれない明石」として生産を拡大した。明石ちぢみは、「十日町小唄」と竹久夢二の美人画を用いて大規模な宣伝を行い、その名が全国に知れ渡ることとなった。その後も冬物の「意匠白生地」の開発などにより織物業は栄え、昭和 10 年(1935)には戦前で最高の生産高を記録した。

第二次世界大戦が終わると、十日町の織物業は「十日町小紺」、「マジョリカお召」、「黒絵羽織」など次々と新商品を開発するとともに、友禅技術の導入を成功させることにより、織りと染めの総合産地体制が確立した。昭和 25 年(1950)に始まった「十日町雪まつり」は織物産地の PR の場としても活用され、「十日町きものまつり」も毎年開催されている。また、現在、「十日町紺」と「十日町明石ちぢみ」が国の伝統的工芸品に指定されている。



写真 2-10：明石ちぢみ

イ. 河岸段丘や山間地域に展開する稲作

十日町市では、豪雪地の豊富な雪解け水や、河岸段丘や山間地域の地形、気候を生かした稲作が行われている。魚沼地域で収穫される「魚沼コシヒカリ」は全国的に人気のある米となっているが、中でも十日町市内で収穫されるものは「十日町産魚沼コシヒカリ」と呼ばれている。

十日町市の貴重な平場である河岸段丘には、江戸時代以降に新田開発が進められ、信濃川によってはやくから開けた肥よくな大地に水田が広がっている。天明元年(1781)に出願された桔梗ヶ原の開田は大規模なものであり、全長9kmにもおよぶ水路の様子が「桔梗原新田用水路絵図【市指定地域文化財】」に描かれている。市内では、近世に造られた「大明神用水」等の隧道(水路用トンネル)や「五井苗堤」等の溜池等の農業水利施設が現在も使われている。



写真 2-11：桔梗原新田用水路絵図【市指定地域文化財】

山間地域の斜面地には多くの棚田が造られている。農林水産省の「日本の棚田百選」に認定された「狐塚の棚田」を始め、「星峠の棚田」等、「耕して天に至る」と形容される美しい棚田の景観が市内の各所にある。特に棚田が集中している松代地域や松之山地域などでは、ガイドマップの制作や誘導案内板を設置し、一部では駐車場や展望場所を整備して、棚田の観光活用も進められている。



写真 2-12：狐塚の棚田

また、山間の複雑な地形を流れる渋海川流域には、蛇行する川に新たな河道を掘って川の流れを変え、元の河底を埋め立てて耕地にする「瀬替え」や、「マブ」という水路トンネルを掘って河道を変え、旧河道に農地を確保した特徴的な水田がみられる。



写真 2-13：瀬替えにより整備された水田

④ 観光

ア. 地域資源を活用した観光の推進

十日町市では、国宝・火焰型土器や雪国の文化を始めとする歴史的資源や、清津峡、美人林などの自然景観、食材・食文化、温泉、棚田などの地域資源を活用した観光の推進を図っている。観光誘客のため、自然環境を生かした「信越トレイル」や大蔵寺高原などの環境整備、「十日町雪まつり」など市内各地での雪を活用したイベントの開催などのほか、「大地の芸術祭」の推進や「大地の芸術祭の里」ブランドの構築に向けた事業などを行っている。

イ. 観光客の入込数と目的

十日町市の過去5年間の観光客入込数は、年間200万人から300万人の間で推移しており、「大地の芸術祭」の開催年度であった平成24年度と平成27年度が多くなっている（図2-9 参照）。

平成28年度の月別の観光客入込数をみると、「十日町雪まつり」などの冬のイベントが行われる2月が最も多く、次いで、夏休み、景勝地の紅葉の時期、大型連休のほか、「大地の芸術祭」関連施設での企画展開催の影響等により、8月、10月、5月、9月の順に多くなっている（図2-11 参照）。また、市内には温泉施設が多くあることから、目的別には「温泉」が全体の3割を占めている（図2-10 参照）。

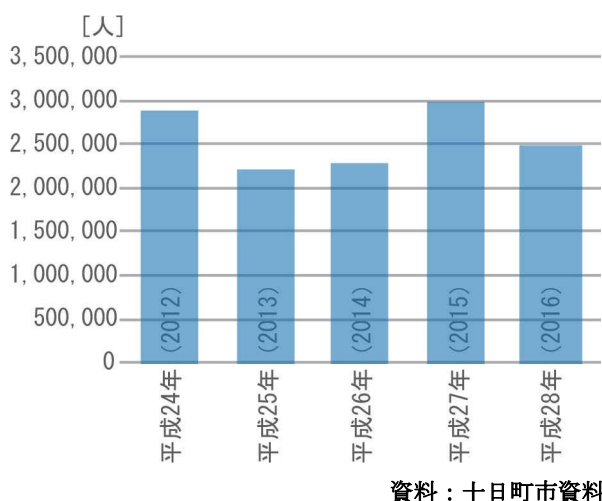


図 2-9：十日町市の年別観光客入込数
（過去5年間）

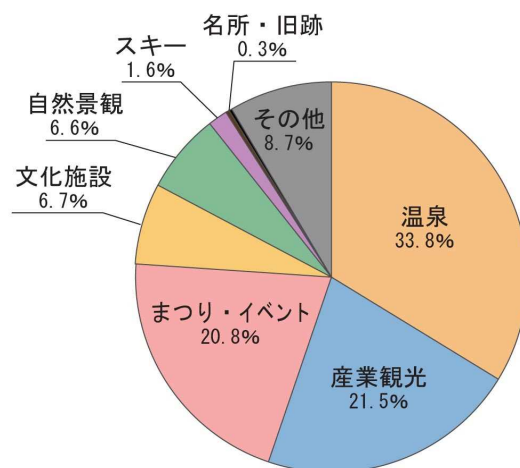


図 2-10：十日町市の目的別観光客入込
（平成28年度）

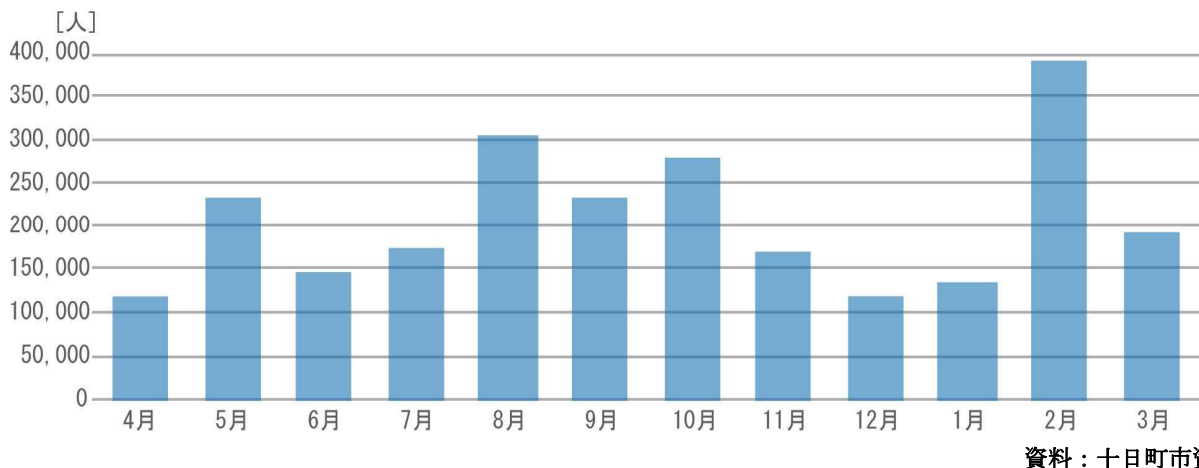


図 2-11：十日町市の月別の観光客入込数（平成28年度）

ウ. 大地の芸術祭

「大地の芸術祭」は越後妻有(十日町市・津南町)を会場として平成12年(2000)から3年に1度開催される世界最大級の国際芸術祭である。この事業は、越後妻有にある様々な価値や魅力をアート(芸術)の観点から再発見し、その魅力を高めて世界に発信して人々に訪れてもらうことで、地域全体を元気にしていくことを目標としている。現在も継続しており、平成27年(2015)に第6回展が開催されている。芸術祭で制作された作品には、会期後もそのまま設置されているものも多く、市内の各所で自然環境や生活環境の中にアート作品が点在する地域独特の景観を観ることができる。

芸術祭の大きな特徴として、世界中から集まるアーティストと地域住民と一緒に作品を制作する等の交流があげられる。作品の制作だけでなく、開催にあたっては、芸術祭の運営、日常の作品メンテナンス、ツアーのガイド、除雪作業等を手伝うサポーターとして、多くの市民が参加しており、アートを活用した地域づくりの先進例として、国内外から注目を集めている。



写真 2-14 : 草間彌生「花咲ける妻有」



写真 2-15 : ジェームズ・タレル「光の館」

(3) 人文環境

① 生活文化

ア. 雪国の生活

十日町市は、国内有数の豪雪地である。雪国は1年が無雪期と積雪期に二分され、別世界が出現する。毎年、12月から翌年4月までの小半年は、2mから3mの深雪に降り込められる厳しい自然環境にあっても、人々は原始から現代に至るまでこの地に住み継ぐことをやめなかった。長くて厳しい冬ごもりの生活に耐え、雪と闘いながらも種々の工夫を凝らし、さらには雪を利用し、楽しみをも生み出してきた。昭和30年代後半頃からの高度経済成長期を境に、生活のあり方は大きく変貌したが、主にそれ以前のこの地域の生活文化について以下にまとめる。

(ア) 道踏み

連日雪が降り続く雪国のムラ(集落)の生活は、人々が互いに協力することで維持されてきた。その顕著な例が、冬の間、毎朝のように行われる「道踏み」である。「道踏み」は、降り積もった雪をカンジキ(雪中を歩く道具)で踏み固め、雪の上を歩けるようにする作業である。自分の家の近くだけでなく、ムラとムラをつなぐ道や、学校へ通じる道などの「道踏み」は、家の順番を書いた板や帳面を回して共同で行った。昭和35年(1960)頃からは道路の機械除雪が始まり、消雪パイプ(地下水を道路に散布して融雪する設備)や流雪溝(水を利用して雪を流す側溝)などが整備されたことにより、現在では作業が軽減されている。

(イ) 雪掘り

屋根雪の除去作業のことをこの地域では「雪下ろし」ではなく「雪掘り」という。豪雪地では、屋根雪の除去を繰り返すうちに下ろした雪が家の周りに高く積み上がり、家の戸口をふさいで屋根の高さを超えてしまうため、屋根雪を下ろしたあとに、入口や窓を掘り出す作業を行う。このとき、取り除く雪を投げ上げることから、「雪掘り」という。



写真 2-16: 昭和11年の豪雪(本町3丁目)

(ウ) 冬季分校

学校から離れた地域では、雪で通学が困難になり、通学路に雪崩が発生する危険もある冬の間、集落の集会所や民家の一室を教室にあてて、雪中派出校や冬季分校を設け、授業を行った。

昭和32年(1957)の東下組小学校願入冬季分校の開校準備や授業の様子が、当時発行された月刊誌「にっぽん」に紹介されている。本校である東下組小学校から5km離れた願入集落の生徒たちが、箒・チリトリ・バケツなどの掃除用具を持ち、机やイスを背負った大人と共に冬季分校に向けて出発する写真が掲載されている。大人は1人で2人掛けの机2台とイス4脚を背負っている。

新潟県内最後の冬季分校であった市内の野中小学校大石冬季分校は、平成10年(1997)度に閉校した。

(エ) 雪の利用

雪を生活に利用したものとして「雪^{ゆき}晒し」がある。気温が上がって雪に水気が多くなり、日差しが強くなる春先に、ワラ細工や竹細工を、硬く締まった雪上に置いたり、木に吊るしたりすることを雪晒しといった。雪晒しをすると、あくが抜けて柔軟になり、強くなって長持ちす

るとか、虫に食われなくなるといわれた。また、「越後縮」は、材料の青苧や、糸にしたもの、織り上げたものを雪晒しにして漂白した。これは、雪がとけるときに発生するオゾンによる漂白作用を利用したものである。

また、雪そのものを蓄えておき、それを夏に切り出して鮮魚などの冷蔵に利用することが行われた。この雪保存施設を「雪穴」と呼び、「^{ほしな}星名^{りゅうく}家住宅雪穴【国登録有形文化財】」は、酒造関連の冷蔵所として利用されたものである。また、雪穴の一種に養蚕用の蚕種の孵化を調整するためのものもあり、かつて小谷の蚕種製造業者が自然の地形と雪を利用して蚕種の保管を行っていた。

(オ) 雪と子供

子供たちにとって雪は遊び道具となる。雪晴れの日には雪だるまをつくったり、雪合戦をしたり、落とし穴をつくったり、ママゴトをしたりと、雪まみれになって遊んだ。そして、日中が暖かくなり雪がとけだす春になると、晴れた朝は放射冷却で雪の表面が硬く凍結し、雪原をどこまでも歩いて行けるようになる。これを「シミワタリ」といい、凍みた雪原を自由に歩いたりソリ遊びをしたりして楽しんだ。

イ. 雪国の食文化

(ア) 冬に備えた食料確保

一切が雪に埋め尽くされる冬を生きるため、食料の貯蔵・保存は不可欠であり、それらを腐食・鼠害・凍結から守ることに工夫を凝らした。また、長期にわたる野菜の保存は、それぞれの性質に合わせて温度や湿度など最適な保存方法が考え出されてきた。

大根は野菜の王様といわれ、冬に備えて盛んに栽培された。「コーコ漬け（沢庵漬け）」用の大根は軒端一面に吊るされ、生のまま貯蔵する大根はダイコダテ（屋外に設けるワラ製の大根用貯蔵施設。ダイコニオなどともいう）に入れられる。ダイコダテは取り出しやすいように玄関の近くに作り、ダイコダテに入れた大根は雪が降っても凍らず、新鮮な状態で保存することができた。ネズミの食害を防ぐため、底にスギッパ（杉の葉）を敷く工夫もあった。大根は人が食べるばかりではなく、ジロ（囲炉裏）で煮て牛馬にも餌として与えた。ダイコダテが姿を消した現在は、大根をビニール袋に入れ、袋を閉じずにプラスチック製の桶などに立てて保存する。

また、「ツケナ（野沢菜漬け）」も大桶に漬け込まれる。「ツケナ」は7～8人家族の家では、4斗桶に2つは漬け込んだ。「ツケナ」は副菜として食べるほか、お茶請けとしても食べた。また、春先になり酸味がでたものを塩抜きして煮込み、「ニーナ（煮菜）」にして食べた。

ジャガイモやサツマイモは縁の下などで貯蔵した。サツマイモは温度が低いと傷むので、ジロのそばのイモアナ（芋穴）に入れて保存したが、昭和50年頃からは、新聞紙に包んで段ボールに入れて保存するようになった。



写真 2-17：ダイコダテとダイコ干し（昭和30年頃、田中町）

(イ) 狩猟・川漁

鳥類ではキジ・ヤマドリ・カモなどが食べられた。一部の人の手にしか入らないが、祝い事などの吸い物などに用いられた。

ウサギは山ウサギと飼うウサギともによく食べられ、アキゴト（農作業を手伝ってくれた人を招く振舞い）などには吸い物にした。どこの家でもアブラ石やギンキレ石というウサギの骨を鉈のみねで叩くための石があった。叩いた骨と肉は汁に入れて食べた。

フナは焼いたり煮たりして食べ、ドジョウは、秋、田の水口にソバ殻を撒いて泥をかけておくとドジョウがその中に潜るので、ザルで容易に捕れた。アキゴトのご馳走の一つであった。

コイは年始や祝い事するときなどに鯉こくにして食べた。産後に母乳が出るようにと、鯉汁を食べることが広く行われていた。

（ウ）山菜とキノコ

雪が消えると、人々はテゴ（ワラ製の運搬用籠）などを背負い、競って野山へアオモン（山菜）採りに出掛ける。アオモンは春の恵みとして食べるほか、長い冬に備えて、干すか、塩漬けにして保存する。アオモンの処理と調理方法には、それぞれの家に特色がある。キノコ類は、大部分のものは塩漬けにし、または乾燥して保存した。

表 2-9：代表的な山菜と調理・保存の方法

山菜	調理・保存の方法
ゼンマイ	ワタを除いてゆで、ムシロに広げて乾かし、半乾きのころから手でもんで軟らかくする。ジャガイモ・身欠きニンジン・ニンジンなどと煮た「ゼンメニーモン（ゼンマイの煮物）」は、この地域の代表的なご馳走
ワラビ	灰汁や重曹を加えて漬けておいてゆでて水洗いし、干すか濃い塩水に漬けて保存する。煮物・ひたし・三杯酢
コゴメ	ゆでて、和え物・ひたし・酢のもの・油炒め
フキ	ゆでて皮をむき、油炒め、煮物。トウ（薹）もゆでて、ごま和えやきんぴら
アサヅキ	味噌をつけて生食、ゆでて酢味噌和え。球根は蕎麦の薬味にする。
シオデ	芽をゆでて、ひたし
カタクリ	若い葉、茎、花をゆでて、酢のもの・和え物
トリアシ	和え物・ひたし・汁の実
ウド	酢のもの・和え物・油炒め・天ぷら
キノメ（ミツバアケビの芽）	ひたし

ウ. 雪国の建物

（ア）民家

民家は、家族が一つの部屋に雑居する単室型から、必要に応じて間仕切りをしたり、馬屋や物置などを別棟に建てるように変化した。しかし、豪雪地では、母屋から離して別棟とするとはなるべく避け、一つの建物に全てを取り込むようにした。かつて市内に多くみられた「中門造り」という茅葺き民家は、このような理由から発達したものとみられる。しかし、高度経済成長期を迎えて住宅の建て替えが進むと、茅葺き民家は集落から姿を消していった。このような社会情勢にあって、市内の「小白倉集落」は、昔のムラの様子を今に伝える貴重な集落であり、「美しい日本のむら景観コンテスト農林水産大臣賞」を受賞している。

昭和 50 年代に入ると、1 階部分をコンクリートで造ってガレージや物置に利用し、2 階・3 階を住居部分とする高床式住宅が誕生した。現在は、この高床式住宅と落雪式・融雪式・耐雪式いずれかの屋根とを組み合わせた「克雪住宅」が普及し、豪雪地ならではの住宅景観となっている。

(イ) 雪囲いとフユミズ

雪が降る前に、降り積もる雪から家や庭木等を守るため「雪囲い」を行う。家の戸口には2本の丸太を立てかけて横木を渡し、そこに柴木を格子状にくくりつける。玄関先にはユキダナという補助玄関を仮設し、出入り口にはユキダレという茅のすだれを取り付けて吹き込む雪を防ぐ。やがて、戸口の雪囲いは、溝をつけた材を戸口の両側に取り付け、その溝に板を落とし込む落とし板が主流になった。さらに、囲い板を窓に渡すための「^{てっさ}手金具」という専用の金具も発明された。これを使うと、囲い板と囲い板の間に隙間が生まれるので、戸口を雪から守るだけでなく、光を屋内に取り込むことができる。

また、降り積もる雪を溶かすために、近くの川から水を引いて家のまわりに流すことを「フユミズ（冬水）をかける」といい、そのために掘った冬用の池を「冬ダナ（ダネ）」といった。



写真 2-18：雁木（昭和 30 年頃、本町 2 丁目）

(ウ) 雁木と雪のトンネル

家々の小屋根を連ねてその下を通行に利用した「^{かりぎ}雁木」は、雨や雪を避けて年中通行できる便利さがあり、十日町地区の中心商店街に見られた。また、冬になると道路には屋根から下ろした雪がうず高く積まれて雪壁となり、道路の向かい側への通行を阻んだ。そこで道幅の狭い場所では、雪壁にトンネルを掘って向かい側への通路を確保することが行われた。現在では、「雁木」は総延長約 3.6km に及ぶアーケードとして中心市街地に整備され、天候に影響されない歩行空間となっている。

エ. 信仰と祭事・行事

(ア) 小正月の予祝行事

小正月には1年の豊作を祈る色々な予祝行事が行われる。小正月用についた餅で、農作物をかたどって作った団子を木の枝にさした「^{かざり}作飾り」を茶の間や神棚に飾り、豊作を祈願する。また、害鳥やモグラを追いかけるための「^{とり}鳥追い」や「モグラモチ追い」、柿や栗などの実のつきがよくなるように、木に豊作を約束させる「^{なり}成り木責め」も行われた。小正月の最後には、「サイの神」と呼ばれる火祭りが行われる。正月に飾ったしめ縄や松を集めて焼き、その火や煙にあうと風邪をひかず丈夫になると伝えられ、煙のなびき方で作の豊凶占いも行った。

(イ) 春にかけての行事

2月8日を「コト始め」という。コトは仕事の神・作神と考えられており、12月8日に高所に帰っていたコトサマが、この日によい種を持って再来するのだといわれていて、コト団子を6個あるいは12個床の間に供えてお参りする。

「^{じゅうにこう}十二講」は山の神の祭りで、2月12日の朝、男衆が山裾や神社の境内に行き、雪の祠を作って供え物をし、手づくりの弓で山に向かって矢を射る。女衆は一切この行事にかかわらなかった。

3月15日は釈迦涅槃の日で、各地のお寺で「団子撒き」が行われる。このとき撒かれた団子を山や野に行くとき身に着けておくと、マムシや毒虫よけになるといわれた。

春彼岸は積雪が墓を覆っているため、お墓の上に雪の墓をつくりお参りした。

4月3日は女の節供で、中条・下条地域では山遊びという風習があった。子供たちが寿司や煮つけのご馳走を重箱に詰め、近くの山の土がまだらに出ているところへ行き、皆で食べて遊んできた。

(ウ) 夏から秋の行事

「セツ詣り」は、「松茸神社【本殿が国指定重要文化財】」の氏子（松代・松之山地域の全戸）の家に生まれた数え年で7歳になった男の子が、^{いぬぶししやうく}犬伏集落にある松茸神社（標高 408m）に参詣する行事で、5月8日に行われる。7歳まで健康に育ったことを祝い、氏子の仲間入りをしたことを承認される一種の通過儀礼と考えられている。

6月5日、6日は男の節供といい、ヨモギ・ショウブで魔除けや邪気払いをする行事が各地で行われる。軒先や戸口などに、ヨモギとショウブを束ねて吊るすのは、ヘビや毒虫あるいは魔物が家に入らないようにというまじないである。また、菖蒲湯を立てて邪気・悪霊を払った。四日町では、子供たちが「5月のセックにショウブギリが はやった はやった」と唱えてから、ヨモギとショウブをワラに包んだ棒で地面を叩いて、邪気を払う行事が現在も行われている。



写真 2-19：ショウブギリ（平成 29 年、四日町）

6月6日は「ロクローイン」で、田かきと機織りをするのは厳禁とされ、これをやぶると 100 日間晴天が続いて凶作になるといわれ、その者はタタッコワシ（叩き壊し）という制裁を受けた。

田植えが終わった日、あるいは都合のいい日を選び、「マンガ（馬鋤）洗い」という祝いを行った。エイ（結い）や手伝いの人たちを招き、ぼたもちや餅、山筍とニシンの煮物、豆腐汁に白飯などのご馳走で慰労の酒宴を催した。

7月1日は刈羽の^{くさひめ}黒姫山（標高 891m）の祭礼で、若い衆や娘たちはツマキ（チマキ）を持ってお参りに出かけた。特に女の子は機織りの上達を願って、13歳の厄年を期して登る者が多かった。

7月17日は観音様の縁日で、馬を飼う農家の者は馬を飾って最寄りの観世音に参拝した。四日町と伊勢平治の観音様では、「馬とばせ（草競馬）」があった。

8月26日、27日の「シチンチ祭り」は十日町の諏訪神社の祭りである。25日が宵祭りで、家々の燈籠に明かりがともる。これをトーローゾロイといい、祭りの幕開けである。棒鱈のご馳走がつきものなので、別名棒鱈祭りともいう。祭り前になると、^{きしがわ}晒川には棒鱈がたくさん浸されていたものである。

10月10日はトーカンヤ（十日夜）で、カガシ祭りともいった。春以来、田畑に立って農作物を守ってくれたカガシ（田の神）を家に迎え入れ、餅・なますなどの膳を作ってトコサマ（床の間）へお供えた。川治や名ヶ山では、子供たちが「トーカンヤ、トーカンヤ、朝きり蕎麦の昼団子、宵餅食って腹太鼓、腹太鼓」と歌いながら、藁と豆殻を束ねたワラデッポウで地面を叩いて回った。

(エ) 流しごと

1年の慰労を行う行事には、家ごとに行うもの、職業別、男女別、年齢別に行うものがあった。

家ごとに行うものは、アキゴトやスケ呼びなどといった。11月下旬頃、秋の仕事が終わった祝いに親類の人や手伝いに来てくれた人を招いてご馳走した。餅、蕎麦、ぼたもち、平（野菜・コンニャクなどの煮物）、どじょう汁、コイや鳥の吸い物、天ぷら、甘酒、ケンサンヤキ（炙った握り飯に生姜味噌をつけてさらに炙ったもの）など多彩な料理が並んだ。

馬主が集まって行うものは、「馬入れ」や「馬伏せ」などといった。11月下旬頃、馬の冬ごもり前に爪切りを行い、終わった後で持ち寄ったもので作った餅や蕎麦などのご馳走を腹いっ